

5名の統計調査員が表彰される ～第58回青森県統計大会～

11月8日(金)、プラザマリユウ五所川原において「第58回青森県統計大会」が開催されました。

この大会は、県民の方々に対して統計の普及啓発を図るとともに、統計関係者の意識高揚を図ることを目的として毎年開催されているものです。

村からも左記の5名が受賞されました。

今後の更なるご活躍に期待いたします。おめでとうございます。

◎経済産業大臣表彰

小坂 玲子(尻労)

◎青森県知事表彰

中野渡 照子(老部)

◎青森県統計協会会長表彰

東田 強一(白糖)

東田 真理子(白糖)

角本 栄(岩屋)

第一部で行われた表彰式では統計思想の普及や事務の功績が顕著な個人・団体に対する表彰が行われ、当



表彰式に出席した
小坂玲子さん(左)
東田真理子さん(中)
中野渡照子さん(右)



東田強一さん



角本栄さん

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

高額療養費(外来年間合算)について

◆支給対象者

基準日(令和元年7月31日)時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方。

◆対象期間

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間。

◆支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

◆支給申請

- ・これまでに高額療養費を支給されたことのある方(高額療養費の支給口座を登録している方)は、その口座に支給しますので申請は不要です。
- ・これまでに高額療養費を支給されたことのない方(高額療養費の支給口座を登録していない方)には、12月下旬(予定)に広域連合より申請のお知らせを送付しますので、お知らせが届いた方は市町村の窓口申請してください。

◆申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・高額療養費(外来年間合算)の支給申請について(お知らせ)
- ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(通知カード又はマイナンバーカード)
- ・本人確認書類(官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等)
- ・印鑑(認印)
- ・通帳(又は通帳のコピー)等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。(事前に提出した場合は不要です。)

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの(コピー可)、申請者の本人確認書類等が必要です。

問合せ先：青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)

東通村税務住民課国民健康保険グループ (☎0175-27-2111)